

平成 25 年度 自転車ルール・マナーに関する検定

次の問題を読んで正しい場合は○、間違っている場合は×を解答欄に記入してください。

1. 携帯電話等を使用しながら自転車運転してはならない。

2. 自転車は原則、車道の左端を走行しなければならない。

3. 自転車通行可の標識(図-1)がある歩道を走る際は、歩行者に気をつけながらどこを走ってもよい。

(図-1)



4. 止まれの標識(図-2)のある交差点は、自動車は止まらなければならない、自転車はスピードを落として注意(徐行)して通行しなければならない。

(図-2)



5. この標識(一方通行:図-3)のある道路では、自転車も矢印の方向に反対に走ってはいけない。

(図-3)



6. 自転車通行可の標識(図-1)がある歩道を走る際、歩行者が前にいて危ないと感じたときは、ベルを鳴らして歩行者に注意を促さなければならない。

7. ヘッドホン大きな音量で使用して自転車を運転してはならない。

8. 夜間、自転車を運転する場合、自分が車や歩行者を見ることができればライトを点灯しなくてもよい。

9. 自転車に乗る前に、ライト・ブレーキ・タイヤなどの日常点検をする必要がある。

10. 自転車の2人乗りは危険なため、してはならないが、法律での罰則は特に定められていない。

